議案第31号

羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)
第5章 雑則(第91条・第92	
<u>条)</u>	
附則	附則
(指定地域密着型介護予防サービ	(指定地域密着型介護予防サービ
スの事業の一般原則)	スの事業の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定地域密着型介護予防サービ	
ス事業者は、利用者の人権の擁	
護、虐待の防止等のため、必要な	
体制の整備を行うとともに、その	
従業者に対し、研修を実施する等	
<u>の措置を講じなければならない。</u>	
4 指定地域密着型介護予防サービ	

ス事業者は、指定地域密着型介護 予防サービスを提供するに当たっ ては、法第118条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報その 他必要な情報を活用し、適切かつ 有効に行うよう努めなければなら ない。

(従業者の員数)

第8条 指定認知症对応型共同生活 介護事業所(指定地域密着型サー ビス基準条例第138条第1項に 規定する指定認知症対応型共同生 活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所(第71条 第1項に規定する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所を いう。次条第1項において同じ。) の居間若しくは食堂又は指定地域 密着型特定施設(指定地域密着型 サービス基準条例第157条第1 項に規定する指定地域密着型特定 施設をいう。次条第1項及び第44 条第6項において同じ。) 若しくは 指定地域密着型介護老人福祉施設 (指定地域密着型サービス基準条 例第177条第1項に規定する指 定地域密着型介護老人福祉施設を いう。次条第1項及び第44条第 6項において同じ。)の食堂若しく は共同生活室において、これらの 事業所又は施設 (第10条第1項 において「本体事業所等」とい う。) の利用者、入居者又は入所者 とともに行う指定介護予防認知症 对 応 型 通 所 介 護 (以 下 「 共 用 型 指 定介護予防認知症対応型通所介 護」という。)の事業を行う者(以 下「共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「共 用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所」という。) に置くべ (従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活 介護事業所(指定地域密着型サー ビス基準条例第138条第1項に 規定する指定認知症対応型共同生 活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所(第71条 第1項に規定する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所を いう。次条第1項において同じ。) の居間若しくは食堂又は指定地域 密着型特定施設(指定地域密着型 サービス基準条例第157条第1 項に規定する指定地域密着型特定 施設をいう。次条第1項及び第44 条第6項において同じ。) 若しくは 指定地域密着型介護老人福祉施設 (指定地域密着型サービス基準条 例第177条第1項に規定する指 定地域密着型介護老人福祉施設を いう。次条第1項及び第44条第 6項において同じ。)の食堂若しく は共同生活室において、これらの 事業所又は施設の利用者、入居者 又は入所者とともに行う指定介護 予防認知症対応型通所介護 (以下 「共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護」という。)の事業を行 う者(以下「共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業者」と いう。)が当該事業を行う事業所 (以下「共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所」とい う。)に置くべき従業者の員数は、 当該利用者、当該入居者又は当該

き従業者の員数は、当該利用者、 当該入居者又は当該入所者の数と 当該共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の利用者(当該共用 型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者が共用型指定認知症対 応型通所介護事業者(指定地域密 着型サービス基準条例第101条 第1項に規定する共用型指定認知 症対応型通所介護事業者をいう。 以下同じ。) の指定を併せて受け、 かつ、共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護の事業と共用型指 定認知症対応型通所介護(同項に 規定する共用型指定認知症対応型 通所介護をいう。以下同じ。) の事 業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合にあって は、当該事業所における共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護 又は共用型指定認知症対応型通所 介護の利用者。次条第1項におい て同じ。) の数を合計した数につい て、第71条又は指定地域密着型 サービス基準条例第138条、第 158条若しくは第178条の規 定を満たすために必要な数以上と する。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

 入所者の数と当該共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護の利用 者(当該共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業者が共用型 指定認知症对応型通所介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条 例第101条第1項に規定する共 用型指定認知症対応型通所介護事 業者をいう。以下同じ。)の指定を 併せて受け、かつ、共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護の事 業と共用型指定認知症対応型通所 介護(同項に規定する共用型指定 認知症対応型通所介護をいう。以 下同じ。) の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている 場合にあっては、当該事業所にお ける共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護又は共用型指定認知 症対応型通所介護の利用者。次条 第1項において同じ。)の数を合計 した数について、第71条又は指 定地域密着型サービス基準条例第 138条、第158条若しくは第 178条の規定を満たすために必 要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第 9 条 (略)

 規定する指定介護予防サービスを いう。第79条において同じ。)、 指定地域密着型介護予防サービス 若しくは指定介護予防支援(法第 58条第1項に規定する指定介護 予防支援をいう。)の事業又は介護 保険施設(法第8条第25項に規 定する介護保険施設をいう。第79 条において同じ。) 若しくは指定介 護療養型医療施設(健康保険法等 の一部を改正する法律(平成18 年法律第83号)附則第130条 の2第1項の規定によりなおその 効力を有するものとされた同法第 26条の規定による改正前の法第 48条第1項第3号に規定する指 定介護療養型医療施設をいう。第 44条第6項において同じ。)の運 営(同条第7項及び第71条第9 項において「指定居宅サービス事 業等」という。) について3年以上 の経験を有する者でなければなら ない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業者は、共用 型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、当該管理 者は、共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事 業所の他の職務に従事し、又は同 一敷地内にある他の事業所、施設 等の職務に従事することができる ものとする。<u>この場合において、</u> 共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の管理上支障がな い場合は、当該共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所の 他の職務に従事し、かつ、同一敷

規定する指定介護予防サービスを いう。第79条において同じ。)、 指定地域密着型介護予防サービス 若しくは指定介護予防支援(法第 58条第1項に規定する指定介護 予防支援をいう。) の事業又は介護 保険施設(法第8条第25項に規 定する介護保険施設をいう。第79 条において同じ。) 若しくは指定介 護療養型医療施設(健康保険法等 の一部を改正する法律(平成18 年法律第83号)附則第130条 の2第1項の規定によりなおその 効力を有するものとされた同法第 26条の規定による改正前の法第 48条第1項第3号に規定する指 定介護療養型医療施設をいう。第 44条第6項において同じ。)の運 営(同条第7項において「指定居 宅サービス事業等」という。) につ いて3年以上の経験を有する者で なければならない。

(管理者)

地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支 えない。

2 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) <u>虐待の防止のための措</u> 置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、介護予防認知症対 応型通所介護従業者の資質の向上 のために、その研修の機会を確保 しなければならない。この場合に おいて、当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者は、全ての 介護予防認知症対応型通所介護従 業者(看護師、准看護師、介護福 祉士、介護支援専門員、法第8条 第2項に規定する政令で定める者 等の資格を有する者その他これに 類する者を除く。) に対し、認知症 介護に係る基礎的な研修を受講さ せるために必要な措置を講じなけ ればならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、適切な指定介護予 防認知症対応型通所介護の提供を 確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な 関係を背景とした言動であって業

2 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、介護予防認知症対 応型通所介護従業者の資質の向上 のために、その研修の機会を確保 しなければならない。 務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより介護予防認知症対応型 通所介護従業者の就業環境が害さ れることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じなけ ればならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者は、感染症 や非常災害の発生時において、利 用者に対する指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体 制で早期の業務再開を図るための 計画(以下「業務継続計画」とい う。) を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じなければ ならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、介護予防認知症対 応型通所介護従業者に対し、業務 継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、定期的に業務継続 計画の見直しを行い、必要に応じ て業務継続計画の変更を行うもの とする。

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、前項に規定する訓 練の実施に当たって、地域住民の 参加が得られるよう連携に努めな ければならない。

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、当該指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所にお (非常災害対策)

第30条 (略)

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、当該指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所にお いて感染症が発生し、又はまん延 いて感染症が発生し、又はまん延 しないように<u>、次に掲げる措置を</u> 講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所における 感染症の予防及びまん延の防止 のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報 通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う ことができるものとする。)をお おむね6か月に1回以上開催す るとともに、その結果につい て、介護予防認知症対応型通所 介護従業者に周知徹底を図るこ と。
- (2) 当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所における 感染症の予防及びまん延の防止 のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所におい て、介護予防認知症対応型通所 介護従業者に対し、感染症の予 防及びまん延の防止のための研 修及び訓練を定期的に実施する こと。

(掲示)

第32条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、前項に規定する事 項を記載した書面を当該指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所 に備え付け、かつ、これをいつで も関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に 代えることができる。

(事故発生時の対応)

第37条 (略)

(虐待の防止)

第37条の2 対応型通所介護事業者は、虐待の 発生又はその再発を防止するた しないように<u>必要な措置を講ずる</u> よう努めなければならない。

(掲示)

第32条 (略)

(事故発生時の対応)

第37条 (略)

<u>め、次に掲げる措置を講じなけれ</u> ばならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所における 虐待の防止のための対策を検討 する委員会(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるも のとする。)を定期的に開催する とともに、その結果について、 介護予防認知症対応型通所介護 従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所における 虐待の防止のための指針を整備 すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所におい て、介護予防認知症対応型通所 介護従業者に対し、虐待の防止 のための研修を定期的に実施す ること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者は、指定介護予 防認知症対応型通所介護の提供に 当たっては、利用者、利用者の家 族、地域住民の代表者、市の職員 又は当該指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所が所在する区域 を管轄する法第115条の46第 1項に規定する地域包括支援セン ターの職員、介護予防認知症対応 型通所介護について知見を有する 者等により構成される協議会(テ レビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。ただし、 利用者又はその家族(以下この項 <u>及び第49条において「利用者</u> 等」という。) が参加する場合にあ っては、テレビ電話装置等の活用 (地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者は、指定介護予 防認知症対応型通所介護の提供に 当たっては、利用者、利用者の家 族、地域住民の代表者、市の職員 又は当該指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所が所在する区域 を管轄する法第115条の46第 1項に規定する地域包括支援セン ターの職員、介護予防認知症対応 型通所介護について知見を有する 者等により構成される協議会(以 下この項において「運営推進会 議」という。)を設置し、おおむね 6 か月に1回以上、運営推進会議 に対し活動状況を報告し、運営推 進会議による評価を受けるととも に、運営推進会議から必要な要 について当該利用者等の同意を得たものに限る。以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議に対しるともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 5$ (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2~5 (略)

当該指定指定認知症対応型共介護 **介護予防同生活介護事業所、職員** 小 規 模 多脂 定 地 域 密 着 型 特 定 機能型居施設、指定地域密着 宅介護事型介護老人福祉施 |業 所 に 中設 、 指 定 介 護 老 人 福 欄に掲げ祉施設、介護老人保 る施設等健施設、指定介護療 のいずれ養型医療施設(医療 かが併設法 (昭和23年法律 |されてい第205号) 第7条 る場合 第2項第4号に規定 ける療養病床を有す る診療所であるもの に限る。)又は介護 医療院

当該指定前項中欄に掲げる施看護介護予防設等、指定居宅サー師又

望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 5$ (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2~5 (略)

当該指定前項中欄に掲げる施看護介護予防設等、指定居宅サー師又

7 第1項の規定にかかわらず、サ テライト型指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所(指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業 所であって、指定居宅サービス事 業等その他の保健医療又は福祉に 関する事業について3年以上の経 験を有する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看 護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条 例第218条第1項に規定する指 定看護小規模多機能型居宅介護事 業者をいう。)により設置される当 該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所以外の指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所又 は指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所(同項に規定する指定看 護 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 所 をいう。以下同じ。) であって当該 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所に対して指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の提供に 係る支援を行うもの(以下この章 において「本体事業所」という。) との密接な連携の下に運営される ものをいう。以下同じ。)に置くべ き訪問サービスの提供に当たる介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 従 業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 | 7 第1項の規定にかかわらず、サ テライト型指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所(指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業 所であって、指定居宅サービス事 業等その他の保健医療又は福祉に 関する事業について3年以上の経 験を有する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看 護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条 例第218条第1項に規定する指 定看護小規模多機能型居宅介護事 業者をいう。)により設置される当 該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所以外の指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所又 は指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所(同項に規定する指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所 をいう。以下同じ。) であって当該 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所に対して指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の提供に 係る支援を行うもの(以下「本体 事業所」という。)との密接な連携 の下に運営されるものをいう。以 下同じ。) に置くべき訪問サービス の提供に当たる介護予防小規模多 機能型居宅介護従業者について は、本体事業所の職員により当該 サテライト型指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所の登録者 業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8~13 (略)

(管理者)

第 4 5 条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老 人ホーム、老人デイサービスセン ター(老人福祉法第20条の2の 2に規定する老人デイサービスセ ンターをいう。以下同じ。)、介護 老人保健施設、介護医療院、指定 認知症対応型共同生活介護事業 所、指定複合型サービス事業所 (指定地域密着型サービス基準条 例第220条に規定する指定複合 型サービス事業所をいう。次条に おいて同じ。)、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所等の従 業者又は訪問介護員等(介護福祉 士又は法第8条第2項に規定する 政令で定める者をいう。次条、第 7 2 条第 3 項 及 び 第 7 3 条 に お い て同じ。) として3年以上認知症で ある者の介護に従事した経験を有 する者であって、別に厚生労働大 臣が定める研修を修了しているも のでなければならない。

(心身の状況等の把握)

 の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8~13 (略)

(管理者)

第 4 5 条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老 人ホーム、老人デイサービスセン ター(老人福祉法第20条の2の 2に規定する老人デイサービスセ ンターをいう。以下同じ。)、介護 老人保健施設、介護医療院、指定 認知症対応型共同生活介護事業 所、指定複合型サービス事業所 (指定地域密着型サービス基準条 例第220条に規定する指定複合 型サービス事業所をいう。次条に おいて同じ。)、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所等の従 業者又は訪問介護員等(介護福祉 士又は法第8条第2項に規定する 政令で定める者をいう。次条、第 72条第2項及び第73条におい て同じ。)として3年以上認知症で ある者の介護に従事した経験を有 する者であって、別に厚生労働大 臣が定める研修を修了しているも のでなければならない。

(心身の状況等の把握)

定介護予防サービス等の利用に係 る計画の作成のために指定介護予 防サービス等の利用に係る計画の 原案に位置付けた指定介護予防サ ービス等の担当者を招集して行う 会議(テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。 ただし、利用者等が参加する場合 にあっては、テレビ電話装置等の 活用について当該利用者等の同意 <u>を得たものに限る。)</u>をいう。)等 を通じて、利用者の心身の状況、 その置かれている環境、他の保健 医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければ ならない。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者は、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

(1)~(9) (略)

(10) <u>虐待の防止のための措</u> 置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第58条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、 過疎地域その他これに類する地域 において、地域の実情により当該 地域における指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の効率的運営に 必要であると市が認めた場合は、 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、市が認めた日から 介護保険事業計画(法第117条 第1項に規定する市町村介護保険 事業計画をいう。以下この項にお いて同じ。)の終期まで(市が次期 の介護保険事業計画を作成するに (運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者は、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

(1)~(9) (略)

<u>(10)</u> (略)

(定員の遵守)

第58条 (略)

当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第65条 第11条から第15条ま で、第21条、第23条、第24 条、第26条、第28条<u>、第28</u> 条の2、第31条から第39条ま で(第37条第4項を除く。)の規 定は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の事業について準用す る。この場合において、第11条 第1項中「第27条に規定する運 営規程」とあるのは「第57条に 規定する重要事項に関する規程」 と、同項、第28条第3項及び第 4項、第28条の2第2項、第31 条第2項第1号及び第3号、第32 条第1項並びに第37条の2第1 号及び第3号中「介護予防認知症 対応型通所介護従業者」とあるの は「介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第26条第2項 中「この節」とあるのは「第3章 第4節」と、第39条第1項中 「介護予防認知症対応型通所介護 について知見を有する者」とある のは「介護予防小規模多機能型居 宅介護について知見を有する者」 と、「6か月」とあるのは「2か 月」と、「活動状況」とあるのは 「通いサービス及び宿泊サービス の提供回数等の活動状況」と読み 替えるものとする。

(従業者の員数)

(準用)

第65条 第11条から第15条ま で、第21条、第23条、第24 条、第26条、第28条、第31 条から第36条まで及び第37条 (第4項を除く。) から第39条ま での規定は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の事業について 準用する。この場合において、第 11条第1項中「第27条に規定 する運営規程」とあるのは「第57 条に規定する重要事項に関する規 程」と、「介護予防認知症対応型通 所介護従業者」とあるのは「介護 予防小規模多機能型居宅介護従業 者」と、第26条第2項中「この 節」とあるのは「第3章第4節」 と、第28条第3項及び第32条 中「介護予防認知症対応型通所介 護従業者」とあるのは「介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第39条第1項中「介護予防 認知症対応型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「介護 予防小規模多機能型居宅介護につ いて知見を有する者」と、「6か 月」とあるのは「2か月」と、「活 動状況」とあるのは「通いサービ ス及び宿泊サービスの提供回数等 の活動状況」と読み替えるものと する。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の事業を行う者 (以下「指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下 「指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所」という。)ごとに 置くべき指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の提供に当たる従 業者(以下「介護従業者」とい う。) の員数は、当該指定介護予防 認知症对応型共同生活介護事業所 を構成する共同生活住居ごとに、 夜間及び深夜の時間帯以外の時間 帯に指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の提供に当たる介護従 業者を、常勤換算方法で、当該共 同生活住居の利用者(当該指定介 護予防認知症対応型共同生活介護 事業者が指定認知症対応型共同生 活介護事業者(指定地域密着型サ ービス基準条例第138条第1項 に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業者をいう。以下同 じ。) の指定を併せて受け、かつ、 指定介護予防認知症対応型共同生 活介護の事業と指定認知症対応型 共同生活介護(指定地域密着型サ ービス基準条例第137条に規定 する指定認知症対応型共同生活介 護をいう。以下同じ。) の事業とが 同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当 該事業所における指定介護予防認 知症対応型共同生活介護又は指定 認知症対応型共同生活介護の利用 者。以下この条及び第74条にお いて同じ。)の数が3又はその端数 を増すごとに1以上とするほか、 夜間及び深夜の時間帯を通じて1 以上の介護従業者に夜間及び深夜 の勤務(夜間及び深夜の時間帯に 行われる勤務(宿直勤務を除く。)

第71条 指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の事業を行う者 (以下「指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下 「指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所」という。)ごとに 置くべき指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の提供に当たる従 業者(以下「介護従業者」とい う。) の員数は、当該指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所 を構成する共同生活住居ごとに、 夜間及び深夜の時間帯以外の時間 帯に指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の提供に当たる介護従 業者を、常勤換算方法で、当該共 同生活住居の利用者(当該指定介 護予防認知症対応型共同生活介護 事業者が指定認知症対応型共同生 活介護事業者(指定地域密着型サ ービス基準条例第138条第1項 に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業者をいう。以下同 じ。) の指定を併せて受け、かつ、 指定介護予防認知症対応型共同生 活介護の事業と指定認知症対応型 共同生活介護(指定地域密着型サ ービス基準条例第137条に規定 する指定認知症対応型共同生活介 護をいう。以下同じ。)の事業とが 同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当 該事業所における指定介護予防認 知症対応型共同生活介護又は指定 認知症対応型共同生活介護の利用 者。以下この条及び第74条にお いて同じ。)の数が3又はその端数 を増すごとに1以上とするほか、 夜間及び深夜の時間帯を通じて1 以上の介護従業者に夜間及び深夜 の勤務(夜間及び深夜の時間帯に 行われる勤務(宿直勤務を除く。)

をいう。以下この項において同 じ。)を行わせるために必要な数以 上とする。ただし、当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事 業所の有する共同生活住居の数が 3である場合において、当該共同 生活住居が全て同一の階において 隣接し、介護従業者が円滑な利用 者の状況把握及び速やかな対応を 行うことが可能な構造である場合 であって、当該指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業者によ る安全対策が講じられ、利用者の 安全性が確保されていると認めら れるときは、夜間及び深夜の時間 帯に指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業所ごとに置くべき 介護従業者の員数は、夜間及び深 夜の時間帯を通じて2以上の介護 従業者に夜間及び深夜の勤務を行 わせるために必要な数以上とする ことができる。

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業者は、指定介護予防 認知症对応型共同生活介護事業所 ごとに、保健医療サービス又は福 祉サービスの利用に係る計画の作 成に関し知識及び経験を有する者 であって第88条第2号に規定す る介護予防認知症対応型共同生活 介護計画の作成を担当させるのに 適当と認められるものを専らその 職務に従事する計画作成担当者と しなければならない。ただし、当 該計画作成者は、利用者の処遇に 支障がない場合は、当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事 業所における他の職務に従事する ことができる。

6~8 (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認

をいう。)を行わせるために必要な 数以上とする。

2~4 (略)

6~8 (略)

知症对応型共同生活介護事業所 (指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所であって、指定居 宅サービス事業等その他の保健医 療又は福祉に関する事業について 3年以上の経験を有する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事 業者により設置される当該指定介 護予防認知症対応型共同生活介護 事業所以外の指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所で当該 指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業所に対して指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の提 供に係る支援を行うもの(以下こ の章において「本体事業所」とい う。)との密接な連携の下に運営さ <u>れるものをいう。以下同じ。)につ</u> いては、介護支援専門員である計 画作成担当者に代えて、第6項の 別に厚生労働大臣が定める研修を 修了している者を置くことができ <u>る。</u>

10 (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、 共同生活住居の管理上支障がない

9 (略)

(管理者)

第72条 (略)

場合は、サテライト型指定介護予 防認知症对応型共同生活介護事業 所における共同生活住居の管理者 は、本体事業所における共同生活 住居の管理者をもって充てること ができる。

3 (略)

(設備及び備品等)

第74条 指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所は、共同生 活住居を有するものとし、その数 は1以上3以下(サテライト型指 定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所にあっては、1又は 2) とする。

2~7 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業者は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化の ための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。) を3か月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介 護従業者その他の従業者に周知 徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者 | 第79条 共同生活住居の管理者 は、同時に介護保険施設、指定居一

<u>2</u> (略)

(設備及び備品等)

- 第74条 指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所は、共同生 活住居を有するものとし、その数 は1又は2とする。ただし、指定 介護予防認知症対応型共同生活介 護事業所に係る用地の確保が困難 であることその他地域の実情によ り指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所の効率的運営に必 要と認められる場合は、一の事業 所における共同生活住居の数を3 とすることができる。
- 2~7 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

- 指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業者は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化の ための対策を検討する委員会を 3 か月に1回以上開催するとと もに、その結果について、介護 従業者その他の従業者に周知徹 底を図ること。

(2)・(3) (略)

(管理者による管理)

は、同時に介護保険施設、指定居 宅サービス、指定地域密着型サー| 宅サービス、指定地域密着型サー ビス、指定介護予防サ護予防サ護予防サ護予防力護予防力護事業の 超出に、 (サテラオに型井同生活介護事業する 大型指定対応型共同生活介護事業が提供する 大型共同生活介護事業が提供する を管理ないの事業を会はない。 での事業を会はない。 での事業をであるののであるのであるのでである。 での事でであるのであるでででででででででででででででででででででででででででいる。 での限りでは、この限りでいる。 に支ない場合は、この限りででででででででででででででででででででででででででででででいる。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者は、共同生 活住居ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならな い。

 $(1) \sim (6)$ (略)

<u>(7)</u> <u>虐待の防止のための措置</u> <u>に関する事項</u>

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

2 (略)

 ビス、指定介護予防サービス若し とは指定地域密着型介護予病所 を行う事業所 を行う事業所 を行う事業が を行う事業が を行う事業が をでするない。 をでするない。 をでするない。 をでするない。 をでするない。 をでするない。 をでいるない。 をいい。 をいい。 にはない。 をいい。 にはない。 にない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者は、共同生 活住居ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならな い。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業者は、介護従業者の 資質の向上のために、その研修の 機会を確保しなければならない。 *۷*٧。

4 指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業者は、適切な指定介 護予防認知症対応型共同生活介護 の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動で あって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより介護従業者の 就業環境が害されることを防止す るための方針の明確化等の必要な 措置を講じなければならない。

(準用)

第86条 第11条、第12条、第 14条、第15条、第23条、第 24条、第26条、第28条の 2、第31条から第34条まで、 第36条<u>から第39条まで(第37</u> <u>条第4項及び第39条第5項</u>を除 く。)、第56条、第59条及び第 61条の規定は、指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の事業に ついて準用する。この場合におい て、第11条第1項中「第27条 に規定する運営規程」とあるのは 「第80条に規定する重要事項に 関する規程」と、同項、第28条 の2第2項、第31条第2項第1 号及び第3号、第32条第1項並 びに第37条の2第1号及び第3 号中「介護予防認知症対応型通所 介護従業者」とあるのは「介護従 業者」と、第26条第2項中「こ の節」とあるのは「第4章第4 節」と、第39条第1項中「介護 予防認知症対応型通所介護につい て知見を有する者」とあるのは 「介護予防認知症対応型共同生活 介護について知見を有する者」 と、「6か月」とあるのは「2か 月」と、第56条中「介護予防小 規模多機能型居宅介護従業者」と あるのは「介護従業者」と、第59 (準用)

第86条 第11条、第12条、第 14条、第15条、第23条、第 24条、第26条、第31条から 第34条まで、第36条<u>、第37</u> 条 (第4項を除く。)、第38条、 <u>第39条(第5項</u>を除く。)、第56 条、第59条及び第61条の規定 は、指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の事業について準用す る。この場合において、第11条 第1項中「第27条に規定する運 営規程」とあるのは「第80条に 規定する重要事項に関する規程」 と、「介護予防認知症対応型通所介 護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第26条第2項中「この 節」とあるのは「第4章第4節」 と、第32条中「介護予防認知症 対応型通所介護従業者」とあるの は「介護従業者」と、第39条第 1 項中「介護予防認知症対応型通 所介護について知見を有する者 | とあるのは「介護予防認知症対応 型共同生活介護について知見を有 する者」と、「6か月」とあるのは 「2か月」と、第56条中「介護 予防小規模多機能型居宅介護従業 者」とあるのは「介護従業者」 と、第59条中「指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業者」と

条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同 生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業者は、自らその提供 する指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の質の評価を行うとと もに、定期的に<u>次に掲げるいずれ</u> かの評価を受けて、それらの結果 を公表し、常にその改善を図らな ければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第 39条第1項に規定する運営推 進会議における評価

3~5 (略)

(社会生活上の便宜の提供等)

第90条 (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防 サービス事業者及び指定地域密着 型介護予防サービスの提供に当た る者は、作成、保存その他これら <u>に類するもののうち、この条例の</u> 規定において書面(書面、書類、 文書、謄本、抄本、正本、副本、 複本その他文字、図形等人の知覚 によって認識することができる情 報が記載された紙その他の有体物 <u>をいう。以下この条において同</u> じ。)で行うことが規定されている 又は想定されるもの(第14条第 1項(第64条及び第86条にお いて準用する場合を含む。)及び 第76条第1項並びに次項に規定 するものを除く。) については、書 あるのは「指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者」と読み 替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同 生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業者は、自らその提供 する指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の質の評価を行うとと もに、定期的に外部の者による を受けて、それらの結果を公表 し、常にその改善を図らなければ ならない。

3~5 (略)

(社会生活上の便宜の提供等)

第90条 (略)

面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。(委任)

第92条 この条例に定めるものの ほか必要な事項は、市長が別に定 める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明